

●香川県警察本部告示第7号

道路交通法実施規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成21年3月23日

香川県警察本部長 永井達也

道路交通法実施規程の一部を改正する規程

道路交通法実施規程（平成12年香川県警察本部告示第19号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(通行禁止除外車及び駐車禁止除外車の指定の審査基準)</p> <p>第3条 略</p> <p>2・3 略</p> <p>4 略</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 下肢不自由が5級で特に歩行が困難と認める者</p> <p>(3) 略</p> <p><u>(緊急やむを得ない場合の駐車許可の申請)</u></p> <p>第9条 <u>施行細則第10条第2項ただし書に規定する警察署長が緊急やむを得ない理由があると認めるときは、次の各号に掲げる車両が24時間を超えない範囲内において、駐車をする必要があると認めるときとする。</u></p> <p><u>(1) 緊急の訪問介護又は訪問看護のために使用中の車両</u></p> <p><u>(2) 道路若しくは道路の付属物又は信号機、パーキングメーター、パーキングチケット発給設備、道路標識等の維持管理のために使用中の車両</u></p> <p><u>(3) 電信、電話、電気、ガス、水道等の維持管理のために使用中の車両</u></p> <p><u>(4) その他公共性を有する目的又は公益上やむを得ない目的に使用中の車両</u></p> <p>2 <u>施行細則第10条第2項ただし書の規定による許可の申請は、電話又は口頭により行うものとする。</u></p> <p>3 <u>前項の電話による許可の申請は、電話による協議の上、駐車許可申請書及び次条に定める図書（以下「申請書等」という。）をファクシミリ装置</u></p>	<p>(通行禁止除外車及び駐車禁止除外車の指定の審査基準)</p> <p>第3条 略</p> <p>2・3 略</p> <p>4 施行細則第4条第1項第4号キ(ア)に規定する公安委員会が認める者は、身体障害者福祉法施行規則（昭和25年厚生省令第15号）別表第5号の身体障害者障害程度等級表による障害の区分及び程度が次の各号のいずれかに該当すると認められる者とする。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 下肢不自由が<u>3級の2、3級の3、4級又は5級</u>で特に歩行が困難と認める者</p> <p>(3) 略</p> <p>第9条 削除</p>

を利用して送信することにより行うことができるものとする。この場合において、警察署長が申請書等を受信した時に、その申請があったものとみなす。

(駐車許可申請書の添付図書)

第10条 施行細則第10条第9項において準用する施行細則第7条第3項の規定により警察署長が駐車許可申請書に添付を求めることができる図書は、次のとおりとする。

(1)～(4) 略

(駐車許可の条件)

第12条 警察署長は、駐車許可をするときは、当該駐車許可に係る駐車禁止場所に駐車中は施行細則第10条第6項の駐車許可証を当該車両の前面の見やすい箇所に掲示すべき旨を条件として付するものとする。ただし、施行細則第10条第2項ただし書に規定する場合は、警察署の名称、許可番号等を記載した書面を当該車両の前面の見やすい箇所に掲示すべき旨を条件として付するものとする。

(駐車許可申請書の添付図書)

第10条 施行細則第10条第8項において準用する施行細則第7条第3項の規定により警察署長が駐車許可申請書に添付を求めることができる図書は、次のとおりとする。

(1)～(4) 略

(駐車許可の条件)

第12条 警察署長は、駐車許可をするときは、当該駐車許可に係る駐車禁止場所に駐車中は施行細則第10条第5項の駐車許可証を当該車両の前面の見やすい箇所に掲示すべき旨を条件として付するものとする。

附 則

この規程は、平成21年4月1日から施行する。